【勤務条件・服務等について】

1 時間外勤務その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(令和5年4月1日現在)

| 勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|-----------|----------|-----------|---------------|
| 7 時間 45 分 | 8 時 30 分 | 17 時 15 分 | 12時00分~13時00分 |

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和4年)

| 区 分 | 平均取得日数 | 消化率 |
|-------|--------|--------|
| 市長部局等 | 9.6 日 | 26.0 % |
| 教育委員会 | 8.6 日 | 23.0 % |

(3) 特別休暇等の導入状況(令和5年4月1日現在)

摡 要

- ・下記の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 (病気休暇)
 - ア 生理日の就業が著しく困難な場合
 - イ 公務上若しくは通勤による負傷・疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合

(特別休暇)

- ア 忌引の場合
- イ 父母及び配偶者の祭日の場合
- ウ 夏季における心身の健康の維持等を図る場合
- エ 結婚する場合
- オ 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- カ 出産する場合
- キ 生後1年3月に達しない生児の保育を行う場合
- ク 配偶者が出産する場合
- ケ 配偶者が出産する場合に、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては 14 週間) 前 の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間、当該出産に係る子又は小学校就学前 までの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- コ 妊娠中等に健康診査等を受ける場合
- サ 妊娠中に母体保護のために通勤緩和をする場合
- シ 妊娠中に胎児等の健康保持のために休息する場合
- ス 妊娠障害のため勤務が困難な場合
- セ 乳幼児の健康診査、予防接種の介助を行う場合
- ソ 配偶者、父母、子ども等の看護をする場合
- タ 配偶者、父母等の介護のため、勤務しないことが相当である場合
- チ 原爆被爆者の健康診断を受ける場合

- ツ ドナーとして骨髄提供する場合
- テ 被災地等においてボランティア活動に従事する場合

注:取得要件、取得日数等は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業及び育児にかかる部分休業の取得者数(令和4年度)

| 区 分 | 育児休業 | 部分休業 |
|--------|------|------|
| 市長部局等 | 7人 | 7人 |
| 教育委員会等 | 1人 | 1人 |
| 合計 | 8人 | 8人 |

2 分限及び懲戒処分の状況(令和4年度)

(1) 分限処分者数

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市長部局等 | 0 人 | 0 人 | 6 人 | 0 人 | 6人 |
| 教育委員会 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合計 | 0人 | 0人 | 6 人 | 0 人 | 6人 |

注:分限処分とは、公務能力の維持を目的にした処分で、勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な的確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分をいう。

(2) 懲戒処分者数

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合 計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 市長部局等 | 1人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1人 |
| 教育委員会 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合計 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |

注:懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分をいう。

3 服務の状況(令和4年度)

(1) 職員に課される義務及び制限

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行のあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務や制限が課されています。

| 区 | 分 | 内 容 | 違反者数 |
|-----------|-----------|---|------|
| 命令に従う義務 | 地公法第 32 条 | 職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなけ ればならない。 | 0人 |
| 信用失墜行為の禁止 | 地公法第33条 | 職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉と なるような行為をしてはならない。 | 0人 |
| 秘密を守る義務 | 地公法第34条 | 職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 | 0人 |
| 職務に専念する義務 | 地公法第 35 条 | 職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、 職務にのみ専念しなければならない。 | 0人 |
| 政治的行為の制限 | 地公法第36条 | 職員は、政治活動等に関与してはならない。 | 0人 |

| 争議行為の禁止 | 地公法第37条 | 職員は、ストライキ等をしてはならない。 | 0 人 |
|-----------------|-----------|--|-----|
| 営利企業等への従事 制限 | 地公法第 38 条 | 職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 | 0人 |

(2) 職務専念義務の免除

| 区分 | 内 容 | 免除者数 |
|-----------|-----------------------------------|------|
| 免除の対象となる主 | ・地方公務員法第 35 条の職務専念義務は、下記のような場合に免除 | |
| な場合 | される。 | |
| | ① 研修を受ける場合 | |
| | ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 20 1 |
| | ③ 市の行政と密接な関連を有する法人その他の団体で、市が特に | 38 人 |
| | 指導し、援助協力を要するものからの臨時的要請に基づき、当 | |
| | 該法人その他の団体に派遣され、その職務に関連があると認め | |
| | られる業務に従事する場合 | |

(3) 営利企業等従事許可の状況

| 区分 | 許可件数 | 主な許可事例 |
|-------|------|------------------|
| 市長部局等 | 14 件 | 消防団、統計法に基づく統計調査等 |
| 教育委員会 | 0 件 | |
| 合計 | 14 件 | |

4 退職管理の状況(令和4年度)

| 区分 | 概要 |
|-------|---|
| 市長部局等 | 改正地方公務員法(H28.4.1 施行)、伊豆の国市職員の退職管理に関する規則(H29.4.1 |
| | 施行)に基づき、公正性及び透明性を確保している。 |
| 教育委員会 | 改正地方公務員法(H28.4.1 施行)、伊豆の国市職員の退職管理に関する規則(H29.4.1 |
| | 施行)に基づき、公正性及び透明性を確保している。 |

5 研修及び勤務成績の評定の状況(令和4年度)

(1) 職員研修の概要等

| 研修区分 | 研修名 | 主催機関等 | 受講者数 |
|------|---------------|-------|------|
| | 新規採用職員研修 | | 17 |
| | チームワーク強化研修 | | 36 |
| | キャリアマネジメント研修 | | 48 |
| 集合研修 | 風通しの良い職場づくり研修 | 伊豆の国市 | 37 |
| | 再任用職員研修 | | 11 |
| | 接遇研修 | | 364 |
| | ハラスメント研修 | | 293 |

| | キャリアビジョン探求研修 | 静岡県市職員研修協議会 | 3 |
|---------|-----------------|-----------------|-----|
| | 新規採用職員研修 | | 17 |
| | 新規採用職員研修 (後期) | | 17 |
| | 中堅職員研修 | | 10 |
| | 新任監督者研修 | | 5 |
| | 新任管理者研修 | | 5 |
| | 女性キャリアアップ研修 | | 1 |
| | 法制執務(初級)研修 | 静岡県市町村振興協会 | 2 |
| | 法制執務 (中級) 研修 | | 2 |
| | 政策法務基礎研修 | | 2 |
| | 民法研修 | | 2 |
| 派遣研修 | 地方自治法研修 | | 2 |
| | OJT 研修 | | 1 |
| | 行政法研修 | | 2 |
| /八旦4/16 | コミュニケーション能力向上講座 | | 3 |
| | タイムマネジメント講座 | | 1 |
| | 説明力向上講座 | | 1 |
| | 政策形成能力向上講座 | 静岡県 | 2 |
| | ファシリテーション講座 | (県・市町職員合同研修) | 2 |
| | データサイエンス講座Ⅱ | | 1 |
| | 文章力養成講座 | | 2 |
| | EBPM 実践講座 | | 1 |
| | 固定資産税課税事務(家屋) | | 1 |
| | 生活保護と自立支援対策 | 市町村アカデミー | 1 |
| | 公共施設の総合管理 | The 143 / W / C | 1 |
| | 契約実務 | | 1 |
| | 土木工事監督者 | 全国建設研修センター | 1 |
| | 道路管理 | 工円定収別形にマブ | 1 |
| | 合 計 | | 896 |

(2) 勤務成績の評定の概要

人事評価制度による評価

6 福祉及び利益の保護の状況(令和4年度)

(1) 定期健康診断の実施状況

| | 定期健康診断 | 人間ドック | 産前産後休暇者等 |
|---------|--------|-------|----------|
| 対 象 者 数 | 390 人 | | - |
| 受 診 者 数 | 323 人 | 65 人 | - |
| 受 診 率 | 99. 5% | | - |

(2) 公務災害等の認定状況

| | 区 分 | 市長部局 | 教育委員会部局 | 計 |
|----|------|------|---------|-----|
| 認定 | 公務災害 | 4件 | 0 件 | 4件 |
| | 通勤災害 | 0 件 | 0件 | 0 件 |
| | 計 | 4件 | 0件 | 4件 |

(3) 職員互助会給付事業の概要

地方公共団体は、地方公務員法により職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務付けられています。本市では職員互助会においても福利厚生事業を行っていますが、平成 20 年度から市補助金はなくなり、すべて会員の会費により事業を展開しています。

(4) 公平委員会の事務の委託

市は、地方公務員法第7条第3項の規定により、公平委員会を置くこととされています。

本市は、平成21年4月1日に「伊豆市・伊豆の国市公平委員会」を共同設置(平成27年に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を構成員に追加)し、その事務を伊豆市と伊豆の国市において3年交代で行うこととしています。

○公平委員会への申し立て状況

| 区 分 | 市長部局 | 教育委員会部局 | 計 |
|-------------------|------|---------|-----|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |